

令和6年度 日立市立仲町小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

「いじめ防止対策推進法」及び「茨城県いじめの根絶を目指す条例」のもと、「いじめをしない・させない・許さない」の認識を全教職員が共有し、全ての児童が安心して楽しく学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指して行う。いじめは、被害児童の教育を受ける権利を侵害しその心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。従って、本校では全ての職員が、被害児童をしっかりと守るためにいじめ防止の対策を行う。

(2) 学校及び職員の責務

基本理念の基に、本校では全ての職員がいじめほどの学校・どの学級にも起こりえるものであり、被害児童をしっかりと守るために常に危機感をもって対策に取り組むものとする。

(3) いじめ防止のための基本姿勢

- ① いじめを許さない・見過ごさない・見逃さない学校・学級風土づくりのために思いやりの気持ちの育成と居場所づくりに積極的に取り組む。
- ② いじめの未然防止のために、絆作りや自己肯定感の育成に努める。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、被害児童をしっかりと守るとともに学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決に当たる。
- ⑤ 学校と家庭とが協力していじめ防止に当たる。

2 いじめの未然防止のための取り組み

(1) いじめの未然防止のために、児童への働きかけに努める。

- ・児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる人権意識の高揚に全職員で取り組む。
- ・教師一人一人が生徒指導の機能を生かした分かりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図り、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- ・生活上・学習上の様々な困難をもつ児童に対して、個に応じた支援を積極的に行う。
- ・道徳の時間には命の大切さについての指導を繰り返し行う。
- ・児童に教育活動全般を通して「いじめは絶対に許されないこと」「見て見ぬふりや知らん顔をする傍観者もいじめに荷担している」ことを理解させる。

- (2) 感謝の気持ちを持ち、いじめを許さない雰囲気づくりに努める。
- ① ありがとうの時間
10月と1月を「ありがとう月間」とし、友達に対する感謝の気持ちを「メッセージカード」に書き、給食の時間の校内放送で発表し、意識を高める。
 - ② あいさつ運動
計画委員会やクラスごとに当番を決めて、通用門や昇降口であいさつ運動を行う。
- (3) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育てる教育活動を推進する。
「健康な心や体作りなどの基本的な生活習慣は、学習を支える基盤である。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。
- ① ハッピータイム(ロングの昼休み)での異学年交流を充実させ、下級生を思いやる心や上級生を慕う心を育む。
 - ② 児童の自発的な活動を支える係活動・委員会活動の充実を図る。
 - ③ 「漢字の達人」・「算数の達人」の指導を通して、達成感・成就感をもたせる。
 - ④ 学習上の困難を抱える児童に対して、特別支援担当者が各学級に入り個別の支援を行う。さらに、特別の支援を要する児童に対しては丁寧な寄り添う指導に努める。
- (4) 人との関わり方を身に付けさせる活動
- ① 異学年集団である縦割り班での遊びを、班ごとに行う。また、運動会でのリレーなどを通して異学年間の交流を図る。
 - ② 授業中の学び合いや振り返りの工夫により、思考力・表現力を育てる。
- (5) 人とつながる喜びを味わう体験活動
- ① 保護者・地域を招待して「なかまちメロディフェスティバル」を実施し、音楽を愛好する気持ちを育てるとともに親子や地域とのつながりを深める。
 - ② 地域と合同の運動会を実施し、三世代の交流を通して地域との交流を深める。
 - ③ 地域と合同で防災訓練を実施し、地域住民との交流を深める。
 - ④ 仲町学区夏祭りや敬老会・昔遊び等を通して、地域や世代間の交流を図る。
- ※ 感染症の感染状況に応じて、地域との体験活動は中止になることもある。
- 3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み
- (1) いじめの早期発見のために様々な手段を講じる。
- ① 「いじめはどの学校でもどの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行い、児童の小さな変化を見逃さないようにする。
 - ② 「生活アンケート」を毎月末に行い、児童の交友関係や悩みの把握・早期発見に努める。

- ③ 担任だけではなく、特別支援担当者・授業担当者など複数の職員で指導観察し情報を共有し合い、児童の小さな変化も見逃さないようにする。
- ④ 気がかりな児童がいる場合には、職員集会等での場において情報を共有し、組織で協力して解決に当たる。
- ⑤ 教育相談員との連携を図り、悩みなどを聞き、問題の早期発見・早期解決を図る。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ① いじめ問題を発見した時には、学級担任だけで抱え込むことなく速やかに支援チームを作り、具体的な指導・援助の方法を協力して考える。
- ② 情報提供者(児童等)に配慮し、いじめの連鎖を防ぐ。
- ③ 関係した児童に対し、いじめに関わる具体的な行動などを確認するとともに、多面的に事実を確認し、内容に矛盾がないか慎重に検討する。善・悪の判断を性急に行ったり、安易に行ったりしない。
- ④ 記録を必ず取り、緊急対応の必要性を確認する。また、市教委への報告等、関係機関との連携を図り、適切な指導及び援助を受ける。
- ⑤ 被害者保護を最優先とし、被害児童の側に立ち、「必ず守り通す」という学校の姿勢を明確にする。
- ⑥ 児童の心を受容し、共感的に受け止めることで情緒の安定を図る
- ⑦ 誠意をもって素早く対応し、いじめ問題に対する学校の責務を遂行する。
- ⑧ 加害児童には、いじめられた児童の心理的・肉体的な苦痛を充分理解させるとともに、自分の行為を振り返らせて、過ちに気づかせる。そして、本人の不満や不安に寄り添い、理解して学校生活に目標をもてるように配慮するなど、所属意識や自己肯定感が高まるような取り組みを行う。

(3) 家庭や地域・関係機関と連携した取り組み

- ① 被害児童の保護者へは、被害者保護の思いに十分に寄り添い、対応に当たる。
- ② 保護者の訴えを共感的態度で傾聴し、学校の非は素直に謝罪する。学校で把握した事実は正確に伝え、対応の方針は具体的に示す。
- ③ 加害児童保護者へは、指導援助の経過の説明などを十分かつ明確に行うとともに、児童の変化の様子を伝え、指導に対する理解を求める。その際、保護者の心情に充分配慮する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ① 生徒指導情報交換会
職員会議や職員集会の後半に気になる児童について現状や指導についての情報の交換及び共通した対応について話し合いを行う。
- ② いじめ防止対策委員会

構成—校長 教頭 生徒指導主事 教務主任 特別支援教育担当者 養護教諭
当該学級担任

必要に応じて学校関係者、外部専門機関

組織—校内生徒指導部会 拡大委員会（職員会議）

役割—いじめであるかどうかの判断

いじめ事案の調査及び対処・指導・支援方針の決定

必要に応じて教育委員会等への報告

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについての
校内研修の企画・実施

(2) 家庭や地域関係機関と連携した組織

- ① 緊急な生徒指導上の問題が発生した場合には、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。教頭は校長に報告する。校長の指示により敏速に支援体制を作り対処する。
- ② 管理職や生徒指導主事等いじめ防止委員会だけでは対応が難しい場合には、教育委員会・子育て支援課・児童相談所などに連絡し必要な措置をとる。

(3) 重大事態に対する対処

- ・ 重大事態と思われる事案が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、日立市いじめ防止基本方針に則り対応する。

5 いじめ防止のための校内活動年間計画

	取り組み名	具体的取り組み内容	実施期日
相談活動	教育相談	学級担任が児童と相談	随時
	個別面談	学級担任が保護者と年一回実施	
	家庭訪問	学級担任が希望の保護者と年一回実施	4月 (随時)
	特別支援相談	学級担任と特別支援担当者が対象保護者と相談 ・検査の実施	随時
	教育相談員相談	教育相談員が週に一回来校時に実施	
	スクールカウンセラー相談	スクールカウンセラーが月に一回来校時に実施	
	養護教諭による相談	保健室来室時に随時相談を実施	
調査活動	友達アンケート	全児童対象に実施	毎月末
	WEB-QUアセスメント	WEB-QUアセスメントを全学年児童に実施	6月 11月

動	教育活動に関するアンケート	全家庭に対して実施 結果をまとめて報告する。	10月 11月
教育活動	教科等授業	基礎基本の定着を図り、達成感・成就感をもたせる授業改善の実施	年間
	道徳授業	いじめ防止のための授業を全学級で実施	
	人権授業	人権メッセージ作品制作	9月
	特別活動等 (係活動・行事)	縦割り班での活動 ハッピータイムや運動会など	月1回
	児童会活動	運動・計画委員会等児童がよりよい学校生活作りに主体的に取り組めるように支援する。	毎月
職員研修	生徒指導研修	本校の生徒指導体制・いじめ防止基本方針・配慮を要する児童への対応などを全職員で共通理解。	
	校内研修	いじめ事例対応研修	
	小中ブロック研修	中学校の職員と相互授業参観・合同研修	
	特別支援教育研修	特別支援教育便りを発行し全職員で研修 特別な支援を要する児童の支援方法などを研修	年間

6 その他

- ・「仲町小学校いじめ防止基本方針」は必要に応じて改定。
- ・「仲町小学校いじめ防止基本方針」は「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）に基づき作成。
- ・日立市いじめ防止基本方針（平成30年5月改定）に基づき改定。
- ・いじめの重大事態対応マニュアル（平成31年1月 茨城県教育委員会）参考
- ・茨城県いじめの根絶を目指す条例（令和2年4月1日施行）参考

平成26年 1月 8日	策定	令和2年 3月 16日	改定
平成28年 4月 11日	改定	令和3年 4月 1日	改定
平成29年 4月 19日	改定	令和5年 4月 1日	改定
平成30年 10月 19日	改定	令和6年 4月 1日	改定
平成31年 4月 19日	改定		